

－ 厚生労働省求職者支援訓練 －

フラワー・カラー& ブライダルビジネス科 受講生募集

訓練費無料講座
(テキスト代等自己負担有)

募集期間：平成23年12月5日(月)～12月20日(火)

選考日：平成23年12月27日(火)

訓練番号	4-23-12-02-20-0105	
訓練コース・ 訓練科名	実践コース	訓練科名：フラワー・カラー&ブライダルビジネス科
訓練期間	約3ヶ月（平成24年1月11日～平成24年4月7日）	
訓練時間	9:00～15:40（昼休み1時間を含む）	
定員	27名（応募者が最低実施人数に満たない場合は、訓練の実施を中止する場合があります）	
訓練対象者の 条件	特になし	
訓練目標・ 仕上がり像	ブライダルプランナー・ブライダルフローリストなどとして関連業界で通用する知識・技能を身につける	
修了後に取得 できる資格	文部科学省後援色彩検定(A・F・T)3級、ABC協会ブライダルプランナー検定2級を目指すことが出来る (両検定とも任意受験による・試験費用は自己負担です)	
訓練内容	【座学】植物学、フラワーデザイン学、色彩学、ブライダル学、就職支援	
	【実技】植物学実習、フラワーデザイン学実習、色彩学実習、ブライダルプレゼンテーション実習、ワークガイダンス	
訓練実施施設 所在地	千葉県柏市あけぼの4丁目6番地3号 あけぼのビル3階（JR・東武野田線柏駅より徒歩7分）	
自己負担額	13,971円(テキスト代他教材費・花材費として) 職場見学、職場体験に係る交通費・入場料等は自己負担(約3,760円)	

面接・選考に関わる手続き等については裏面参照



ハルエフラワーアカデミー

TEL:04-7157-2687

E-mail:sakurai@harueflower.co.jp



—厚生労働省 求職者支援制度—

1月開講受講生募集中 (訓練費無料講座)

申込方法

- ①住所地を管轄するハローワーク窓口で受講を申し込む。(受講申込書の交付を受ける)
- ②ハルエフラワーアカデミーまで面接予約の電話。(面接日時・場所の確認) 電話番号:04(7157)2687
- ③面接当日はハローワークで交付された受講申込書を持参。

※疑問点・ご不明な点はお気軽にお問い合わせください!

面接・選考詳細

選考日時	平成23年12月27日(火) 午前10時～午後4時
選考方法	<input checked="" type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 筆記試験 <input type="checkbox"/> その他()
持ち物	受講申込書原本、筆記用具
選考結果通知日	平成23年12月29日(木)
選考会場・ 訓練実施施設所在地	〒277-0841 千葉県柏市あけぼの4丁目6番3号 あけぼのビル4階 (詳細地図は左記参照)
最寄駅	JR・東武野田線 柏駅
実施機関名 訓練実施施設名	株式会社HARUE FLOWER ハルエフラワーアカデミー
電話番号	04(7157)2687
メールアドレス	sakurai@harueflower.co.jp
問い合わせ担当者名	櫻井はる枝、多田理華、國崎岬

教室案内図



※JR・東武野田線 柏駅西口より徒歩7分

※駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください

「職業訓練受講給付金」について

雇用保険の失業等給付を受給できない求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練等を受講する場合において、一定の要件を満たす場合「職業訓練受講給付金」が支給されます。

給付金を受給する為には事前審査に通過後、訓練受講中に原則として毎月1回、支給申請を行う必要があります。支給決定がなされた場合、事後的に支給されることになります。

【給付金支給対象者】

以下すべてに該当する人

- ①雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない人
- ②本人収入が月8万円以下の人
- ③世帯(同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母)全体の収入が月25万円以下(年300万円以下)の人
- ④世帯(同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母)全体の金融資産が300万円以下の人
- ⑤現在居住しているところ以外に土地・建物を所有していない人
- ⑥全ての訓練実施日に出席する人(やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席)
- ⑦訓練期間中から訓練終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける人
- ⑧同世帯(同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母)の人で、同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない人
- ⑨既にこの給付金を受給したことがある場合(※1)は、前回の受給から6年以上経過している人(※2)

(※1)緊急人材育成支援事業の「訓練・生活支援給付金」は該当しない

(※2)基礎コースに続けて公共職業訓練を受ける場合は、6年以内でも対象となる可能性がある

【支給額】

職業訓練受講手当⇒月額10万円

通所手当⇒通所経路に応じた所定の額

※訓練に遅刻・欠席・早退などで月の出席率が8割に満たない場合、当月以降の給付金は支給されません。

職業訓練受講給付金、求職者支援資金融資についての詳細は、住所地を管轄するハローワークにお問合せください。